

6 ざいたくせいかつしえん 在宅生活支援について

● せいかつ さ ぽ ー と じぎょう 生活サポート事業

在宅の心身障害児（者）に対し、送迎や一時預かり、宿泊サービス等民間サービス団体の
行う事業の利用料等を補助することにより、介護者の負担を軽減させるものです。

〈対象者〉

- ① 身体・知的・精神のいずれかの手帳の交付を受けている方
- ② 医師により発達に障害があると診断された方
- ③ 難病患者

〈利用時間〉

1人年間150時間まで（150時間を越えると、団体の通常料金のお支払いです。）

〈利用者負担額〉

1時間あたり500円

※登録サービス団体により、他に手数料やガソリン代など実費負担が発生する場合があります。

〈利用方法〉

- ①福祉課へ利用申請をしてください。
- ②申請後、受給証を発行します。ご自身で事業所に連絡を取り、利用契約、予約をしてください。

〈サービス内容〉

- ①介護スタッフと一緒に事業所内で日中過ごししたり、宿泊したりする（一時預かり）
- ②介護スタッフを自宅に派遣する
- ③車による送迎
- ④外出の付添い（外出援助）

※ 登録サービス団体により、サービス内容が異なりますのでご注意ください。

〈嵐山町登録サービス団体〉

登録団体名	所在地	TEL	サービス内容 (前頁サービス内容の番号)			
			①	②	③	④
ファミリーサポートセンター 昴	東松山市松葉町 2-17-43	25-3353	○	○	○	○
サポートなめがわ	滑川町月輪 416-19	62-1322	△		○	○
やすらぎ	嵐山町菅谷 1072	090-9207-3395	○	○	○	○
サアラサポート	坂戸市塚越 448-9	049-283-0808	△	○	○	○
NPO 法人 じもとメディア らんらんサポート	嵐山町千手堂 39-46	070-8980-1550			○	○
NPO 法人てって ケアサポート森林	滑川町みなみ野 2-12-6 グリーンハウス 102	080-3176-4573			○	○
生活サポートりん	嵐山町志賀 469-1	090-3202-1862			○	

※ △…日中の一時預かりのみ

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●^{ほうもんにゅうよく}訪問入浴サービス

身体上の障害等により、家庭において入浴が困難な身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級の肢体不自由の方）に対して、月に3回、自宅に浴槽を持ち込み専門的な介助者による入浴が受けられます。所得等に応じて一部自己負担があります。

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●^{しょうがいしゃてちようこうふしんせいとうしんだんしよりよう ほじょ}障害者手帳交付申請等診断書料の補助

障害者手帳の交付申請等に要する診断書料（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・更正医療・補装具に関する診断書）を補助します。補助額は、その費用の1/2です。（5,000円を限度）

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●^{じどうしゃうんてんめんきょしゅとく じよせい}自動車運転免許取得の助成

町内に住所を有する一定の条件を満たす障害者が、自動車運転免許証を取得する場合に、その費用の一部を助成します。12万円を限度とします。（所得制限があります。）対象者

等の詳細はお問合せください。

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：６２－０７１６

●^{じどうしゃかいぞうひ}自動車改造費^{じよせい}の助成

町内に住所を有する一定の条件を満たす障害者が就労等に伴い、自らの運転のために自動車を改造する場合に、その費用の一部を助成します。１０万円を限度とします。（所得制限があります。）対象者等の詳細はお問合せください。

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：６２－０７１６

●^{ふくし}福祉タクシー^{りようりょうきん}利用料金^{じよせい}の助成

障害者自身が利用するタクシーの初乗り料金相当額を助成します。（年間４８枚の福祉タクシー利用券を交付）

利用出来るタクシーは埼玉県タクシー協会、埼玉県タクシー協会に加入している事業所及び町と協定を締結している介護タクシー事業所です。

〈対象者〉

身体障害者手帳 １級・２級・３級の交付を受けた方

療育手帳[Ⓐ]・Ａ・Ｂの交付を受けた方

〈利用方法〉

- ・障害者手帳・印鑑を持参し、福祉課で利用申請をしてください。
- ・タクシー利用の際はタクシー利用券を添乗員にお渡しください。１回の乗車につき１枚（乗車料金が初乗運賃相当額の２倍以上の額になる場合は２枚まで）使用できます。

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：６２－０７１６

●^{しょうがいしゃとう}障害者等^{りようりょうきん}タクシー^{じよせい}利用料金^{じよせい}の助成

障害者自身が利用するタクシーの初乗り料金５００円を助成します。（年間４８枚のタクシー利用券を交付）

〈対象者〉 身体障害者手帳 ４級・５級・６級の交付を受けた方

療育手帳 Ｃ の交付を受けた方

精神保健福祉手帳 １級、２級、３級の交付を受けた方

指定難病医療を受けられている方

小児慢性特定疾病医療を受けられている方

〈利用方法〉

- ・ 障害者手帳・印鑑を持参し、福祉課で利用申請をしてください。
- ・ タクシー利用の際はタクシー利用券を添乗員にお渡しください。1 回の乗車につき 1 枚(乗車料金が初乗運賃相当額の 2 倍以上の額になる場合は 2 枚まで)使用できます。

〈利用できるタクシー会社〉

(有)小川観光タクシー、(有)東松山交通、イグチ交通(株)、森林公園交通(株)、観光タクシー(有)、七福タクシー(有)、エール介護タクシー、介護タクシー青い鳥熊谷、アストケアタクシー、ひきあい介護サポート、介護タクシーエイド、お助けステーション、北都観光福祉タクシー、介護タクシーいちばん、ケアタクシークレイン

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業

在宅の障害者（児）の日中における活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練等の必要な支援を行います。

〈対象者〉

- ① 体・知的・精神のいずれかの手帳の交付又は、自立支援医療（精神障害者通院）を受けている方
- ② 医師により発達に障害があると診断された方

〈利用方法〉

- ・ 障害者手帳・印鑑を持参し、福祉課で利用申請をしてください。

〈利用者負担額〉

- ・ 事業所単価の1 割です。詳しくはお問合せください。

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●いどうしえんじぎょう 移動支援事業

野外での移動に困難がある障害者等に対して、外出のための支援を行います。（公共交通機関を利用しての支援が対象です。）

〈対象者〉

- ① 身体・知的・精神のいずれかの手帳の交付又は、自立支援医療（精神障害者通院）を受けている方

②医師により発達に障害があると診断された方

〈利用方法〉

- ・ 障害者手帳・印鑑を持参し、福祉課で利用申請をしてください。

〈利用者負担額〉

- ・ 町の基準単価の1割です。詳しくはお問合せください。

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●ちいきかつどうしえん地域活動支援センター

障害者に交流・憩いの場を提供し、社会との交流促進を図ります。利用者の費用負担はありませんが、プログラム活動により実費負担がかかる場合があります。

〈利用方法〉

福祉課又は各地域活動支援センターで利用申請をしてください。

〈地域活動支援センター〉

事業所名	所在地	TEL
地域活動支援センター あすみーる	東松山市松葉町 2-5-37	21-5593
比企生活支援センター	東松山市若松町 1-14-6	81-7145

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●サロン・デュ・ウエスト

比企郡の西部地域（嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村）にお住まいの障害者の方を対象としたサロンです。午前中はお昼作り、午後は軽スポーツをして他町村の方との交流を図ります。

〈開催日時〉

毎月第2土曜日 10時～14時30分

開催会場は上記4町村の持ち回りになりますのでお問合せください。

〈利用料〉

1人300円（材料費、保険料含む）

メニューにより、1人お米1合を持参していただきます。

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716